＜令和８年度＞城西中学校部活動振興会々則

第１条　（名称及び事務局）
本会は城西中学校部活動振興会とし、事務局を城西中学校におく。

第２条　（目　　的）
本会は城西中学校生徒の体力増進ならびに文化活動の向上につとめ善良な社会人の育成と地域社会との融和を図り部活動の振興に寄与することを以って目的とする。

第３条
１　本会は学校教育活動であるところの文化、体育部の諸援助をなす。
２　学校及び城西中学校区内で可能な種目の部活動を行い、生徒の健全な心身の育成及び技術向上をる。

第４条　（会　　員）
本会は部活動に加入する城西中学校生徒の保護者及び本校職員を以って組織する。

第５条　（役　　員）
①会長　②副会長３名　③理事７名
④庶務・会計２名　⑤監査３名
⑥各部部長・副部長　⑦各部保護者委員　⑧顧問若干名

第６条　（役員の任務）
１　会長は本会を代表し、会務を統括する。
２　副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
３　会計は本会の会計事務を行い、定期総会に会計報告書を提出し、その承認を受けなければならない。
４　監査は本会の経理を監査し、定期総会に監査の結果を提出する。
５　部長・副部長は各部の指導にあたる。
６　各部保護者委員は各部保護者相互の連絡指導にあたる。
７　顧問は本会の全般にわたり相談に応じる。

第７条　（役員及びその選出）
１　会長・副会長はＰＴＡ会長・副会長との兼務とする。
２　理事は各部後援会長とする。
３　庶務（部活動主任）・会計（PTA 会計及び本校職員会計係）は会長が委嘱する。
４　顧問は校長及び教頭とする。
５　保護者委員は各部保護者会において選出する。

第８条　（任　　期）
役員の任期は１ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
任期をすぎても後任が選出されるまではその任務にあたるものとする。

第９条　（会　　合）

本会の会合は、総会、役員総会、役員会、部長・副部長会とする。

１　定期総会は５月に開催する。
ただし、ＰＴＡ総会と同時に開くことができる。

２　臨時総会、役員総会，役員会は会長が必要と認めた時に開くことができる。

３　役員会は、会長、副会長、理事、庶務・会計、各部保護者代表、部長で構成し、本会の企画運営にあたる。

４　部長・副部長会は適宜開くことができる。

第１０条　（改　　正）

本規約は定期総会に於て出席者の３分の２以上の賛成があれば改正することができる。

第１１条　（年　　度）

本会の事業及び会計は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第１２条　本会の会計は会費と寄附金をもってあてる。

付　　則

第１条　（活動時間）

季節、時期に応じて、部長会での提案を元に職員会議で決定する。

第２条　（対外試合）

練習試合・大会に参加するときは、部長は届け出て校長の許可を受けなければならない。

第３条　（会費及び部費）

部活動入部者は、運営に要する費用として会費５０００円（年額）を納入するものとする。原則として途中退部者については会費の返金はしない。

※尚、途中入部の際会費の納入金額は次のようにする。

一学期入部会費　　５，０００円
二学期入部会費　　３，０００円
三学期入部会費　　１，０００円

第４条

・本会則は令和８年４月１日より実施する。